平成２５年（フ）第１０号
鳥取県鳥取市桂見545番地18、旧住所鳥取県鳥取市鹿野町鹿野1153番地８
債務者　橋本　圭史
1　決定年月日時　平成25年３月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士法人河本・森法律事務所
4　破産債権の届出期間　平成25年４月30日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年６月３日午後１時10分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成25年６月３日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２３号
広島県尾道市山波町2461番地５
債務者　吉川　　肇
1　決定年月日時　平成25年３月29日午後０時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　成廣　貴子
4　破産債権の届出期間　平成25年４月30日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年６月21日午前10時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成25年６月20日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２５年（フ）第５９号
北海道上川郡新得町西２条南６丁目１番地の５
債務者　菜畑　嘉彦
1　決定年月日時　平成25年３月29日午前９時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　村山　敬樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月16日午前10時20分
5　免責意見申述期間　平成25年５月９日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２５年（フ）第１７号
北海道岩見沢市上幌向北１条１丁目1156番地238
債務者　横田　富男
1　決定年月日時　平成25年３月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　桶谷　和人
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月17日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成25年５月16日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２５年（フ）第２７７号
札幌市厚別区もみじ台南４丁目１番10―203号
債務者　田中　範男
1　決定年月日時　平成25年３月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　及川　華恵
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月27日午前10時
5　免責意見申述期間　平成25年５月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１１４号
埼玉県入間市久保稲荷１丁目11番地８　エレガントヒル参番館104、前住所埼玉県飯能市大字双柳1000番地１
債務者　藤田　博子
1　決定年月日時　平成25年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐藤　寛太
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年６月５日午後３時20分
5　免責意見申述期間　平成25年５月22日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第２７８号
福岡市南区向野１丁目18―13―302、住民票上の住所福岡市中央区鳥飼２丁目１番40―203号
債務者　安東　紳一
1　決定年月日時　平成25年３月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　五十川　伸
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年６月13日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成25年５月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第９２７号
宮城県塩竈市港町１丁目３番１号
債務者　櫻井　博樹
1　決定年月日時　平成25年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　勝田　　亮
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月４日午後２時
5　免責意見申述期間　平成25年５月27日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第８号
岡山市南区東畦83番地10、住民票上の住所岡山市南区豊成３丁目14番４号フルール212
債務者　山下　知文
1　決定年月日時　平成25年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　周東　秀成
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月30日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成25年５月27日まで
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１９５号
広島県東広島市志和町志和堀3290番地
債務者　中川　瑞樹
1　決定年月日時　平成25年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中井　　竜
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月１日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成25年５月27日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１５８号
北九州市八幡東区東台良町８番７―202号
債務者　飯盛　博子
1　決定年月日時　平成25年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川上　　修
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年６月27日午後２時
5　免責意見申述期間　平成25年５月27日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２５年（フ）第８４号
愛知県一宮市千秋町佐野字北浦８番地12
債務者　マカーノン　アンドリュ　デイビットこと　ＭＣＫＥＲＮＯＮ　ＡＮＤＲＥＷ　ＤＡＶＩＤ
1　決定年月日時　平成25年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月21日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２５年（フ）第９５号
北海道二海郡八雲町出雲町60番地85　町営住宅1077号室
債務者　佐々木新栄
1　決定年月日時　平成25年３月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月17日まで
函館地方裁判所

平成２５年（フ）第１７号
岐阜県揖斐郡池田町上田1156番地　メゾンダンデライオンＤ102
債務者　髙橋　伸也
1　決定年月日時　平成25年３月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月17日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２５年（フ）第２８号
岐阜県海津市海津町福江786番地
債務者　赤根　友美（旧姓水谷）
1　決定年月日時　平成25年３月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月17日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２５年（フ）第２７号
長崎県大村市池田新町763番地16、前住所長崎県大村市富の原１丁目1324番地３　ベジタブルハウストマト棟
債務者　田端　洋子（旧姓内海）
1　決定年月日時　平成25年３月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月17日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係